

第18回

日本司法支援センター顧問会議

議 事 録

第18回
日本司法支援センター顧問会議
議事次第

1 日時

令和2年2月25日（火）午後0時37分～午後3時02分

2 場所

日本司法支援センター本部 8階会議室

（東京都中野区本町1-32-2 ハーモニータワー8階）

3 議題

【報告案件】

令和元年度（平成31年度）における業務の概況について

外国人に対する取組について

児童虐待に関する取組について

○道事務局長

本日は13時から会議に入らせていただく予定でございましたけれども、理事長ともこういう御時世でございますので、なるべく早めに終わったほうがよいのではないかという話をしておりました。ですので、最初の御挨拶を13時に先立ちまして理事長からしていただくところから少し始めさせていただきたいと思っております。片山座長がいらっしゃいましたら、そのときに少し接続をさせていただきます。

○板東理事長 それでは、本日はこういう時期にもかかわりませず、おいでいただきまして、ありがとうございます。

法テラスの最近の業務ということでは、前年も少し申し上げたのですが、様々な分野での司法アクセスの拡大というのが非常に顕著になってきたという感じがしているところでございます。特に平成30年度におきましては、業務量が今までになく拡大をしたという数字がいろんな分野で出たわけでございます。例えば民事法律扶助の中の法律相談援助は、今までにない件数になりましたし、代理援助の方もそうございました。それから、例えばコールセンターなどに寄せられるようなお問合せに対する情報提供の部分も、これは今まで増えたり減ったりしていたわけですが、やはり最近少し増えて、その中でも平成30年度は、最近数年で一番多いという状況がございました。そのほか、刑事関係では被疑者国選業務の拡大がございましたり、それから、災害対応であったり、あるいは外国人対応であったりと様々な業務、多様な人々に対する司法アクセスの支援についてますますニーズは広がってきていることを強く実感したわけでございます。

平成31年度、令和元年度になりまして、少し全体の増加の状況というのは落ち着いている部分がございますけれども、しかし、災害対応ということで考えますと、昨年6月の終わりまで平成30年7月豪雨の関係の総合法律支援法に基づく無料法律相談をやっていたわけでございますけれども、それに続いて昨年秋の19号台風の関係の1年間の無料法律相談が10月に始まったという状況でございます。これから災害は、本当にいつどこで起きても不思議はないという状況になっておりますので、そういった被災地、被災者の方々の様々な法的問題に関して支援申し上げるとするのは法テラスの非常に大きな業務の柱になりつつあるという感じがいたします。

それから、外国人の関係も、全体の数としてはまだまだこれからであるかと思っておりますけれども、御承知のように昨年の4月の出入国管理法の改正法の施行によります新たな在留資格の関係もあって、これからますます外国人の方々に対する法的問題への対応という業務が法テラス

の中でも非常に重要かつなかなか難しい対応が迫られるような事柄になってくるという感じがいたします。外国人対応を充実していくようにということは、政府の中でも、与党の方でもいろいろ御提案、方針決定をいただいているわけですが、その中で法テラスの体制の充実ということもうたわれておりまして、来年度の予算あるいは今年度の補正予算におきまして、その対応を充実していくための一定の措置をしていただくという状況になっているわけでございます。

その一つとしては、やはり利用者にはいろんな言語を話す方々がいらっしゃるということで、今情報提供の中で電話での三者間通訳による多言語情報提供サービスを拡大してきておりますけれども、それだけではなく、やはり窓口に来られる方々とか法律相談に来られる方々への対応ということを多言語で充実していかななくてはいけないということがございますので、それぞれの事務所にタブレットを導入いたしまして、それを使って三者間の通訳サービスを介した法律相談などができるような体制整備が行われることによりやくなっているわけでございます。そのタブレット導入が今年度補正予算と来年度予算を通じて措置をしていただくということに幸いにもなりました。

それから、やはり外国人の方への対応というのは大変時間、手間がかかるということがございまして、例えば窓口で対応するためには、もちろん言語の問題もあるのですが、日本の制度の在り方、外国との違いの説明、その他を含めてかなり丁寧な対応が必要になってくるというようなことがございまして、それに伴って職員の負担の方も大きくなっているという状況があるわけでございます。それをさらに充実した体制でやっていくことができるように、今回法テラスとしては珍しく10人増員をしていただくということを来年度予算に盛り込んでいただいたわけでございます。なかなか人員が増えない中でこうしていただいたのは非常に有り難いと思うところでございまして、この体制充実ということに努めて努めいきたいと思っているところでございます。

また四谷に今度新しい再開発ビルができていますけれども、そこに2フロアを使って、法務省が一応その取りまとめ役をやって、外国人対応といいますか、共生社会推進をしていくような関係省庁の機関などをそこにできるだけ集約していくというセンターというような形での使い方をしていこうということになっておりまして、今年の6月にそれがオープンするということになっております。その一角に法テラスも関係するところが入っていいということで場所を確保していただいております、これをどういう組織でどういう機能を果たすような形でやっていくのかを今検討中でございますけれども、関係機関、入管とか人権擁護と

かJETROとかいろんな機関が入るようでございますので、そういった関係機関とも連携をしながら外国人の法的支援ということに関して充実を図っていきたいと思っております。特に地方における取組などをどういうふうに本部、中央の方から支援していけるかという地方支援機能も重要になってくると思いますので、そういうことを含めまして今検討中というところでございます。

こういったようにいろんな分野が拡大をしていくというだけではなく、新たなきめ細かな対応ということを考えていかななくてはいけないという状況になっていると思っております。

こういったことを今日は御報告し、御議論いただきたいと思っておりますけれども、もう一つ、司法アクセスの中でこれからどういう形でもう少し広げていったらいいかご指導いただくべきものに子どもの問題があると思っております。児童虐待については法律相談援助が2年前から行われることになっているわけでございますけれども、なかなか子ども自身が、しかも、児童虐待の問題に関して法律相談をしていくというのはある意味でハードルが高い部分もあると思います。しかし、必要な子どもにどういうふうにこういった法的支援を届かせるべきかというところについては、これからやはり司法アクセスの新しい分野の問題として今いろんなことを考えていかななくてはいけないのではないかと考えておまして、この点につきましても、特にいろいろな御経験のある皆様がおそろいでございますので、いろんな御議論、御提案、御示唆を頂ければ有り難いと思っておりますのでございます。

まだ片山顧問はお見えになりませんが、そういったことでいろいろまたお教えいただければ有り難いというふうに思っておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。本日はありがとうございました。

○道事務局長 ありがとうございます。

それでは、片山座長、本日はお忙しいところありがとうございます。先ほど御説明もさせていただきましたように、ちょっと今日は早めに終わらせていただきたいという理事長の意向もございまして、先に理事長から少しお話をさせていただいていたところでございます。ですので、本日の進行、その後からでございますが、片山座長にお願いをしたいと存じます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

○片山座長 それでは、私の方から議事の進行をしたいと思います。

御多忙中のところ、この会議に御参集いただきまして、ありがとうございます。

平成31年2月1日付けで学習院大学大学院法務研究科教授の長谷部由起子先生に新たに顧問に御就任いただいております。この際、長谷部顧問から一言御挨拶を頂ければと思います。

○長谷部顧問 御紹介いただきました学習院大学の長谷部でございます。

私、専門が民事訴訟法なんですけれども、30年ほど前にイギリスに留学しておりまして、そのときにイングランドの法律扶助制度などを勉強してまいりました。その御縁で、亡くなられた竹下先生が座長をされておりました法律扶助制度研究会及び司法制度改革のときには司法アクセス検討会の議論に参加させていただいたことがございます。ですから、法テラスの活動には本当に期待しているのですけれども、当初想定していたよりも更に広範囲の活動をされているということで、大変頼もしく思うと同時に、皆さん大変御苦労されているんだろうなと想像しております。

これからもどうぞよろしく願い申し上げます。（拍手）

○片山座長 ありがとうございます。

本日は滝鼻顧問が都合により御欠席になっておられますが、8名の顧問に出席いただいております。過半数の顧問に出席いただいておりますので、顧問会議運営規則第1条が定めます定足数を満たしていることを確認いたします。

それでは、早速でございますが、議事に入らせていただきます。

本日の議事についてまず確認をしたいと思います。お手元の議事次第にあるとおり平成31年度における業務の概況について、外国人に対する取組について、それから、児童虐待に関する取組についての3件になります。

それでは、事務局から配布資料について御説明をお願いします。

○道事務局長 御説明申し上げます。

冒頭に議事次第、御出席いただいている皆様の名簿、そして、目録となっております、資料1が令和元年度業務実績に関するもの、資料2が災害対応に関するもの、資料3が外国人に対する取組に関するもの、最後に資料4は児童虐待に関するものでございます。

配布資料は以上でございます。

○片山座長 それでは、まず令和元年度における業務の概況について議事を進めてまいりたいと思います。

まず、「令和元年度業務実績概況について」について事務局から御説明をお願いします。

○細川総務部長 総務部長の細川から業務の概況について御説明させていただきたいと思っております。

まず令和元年度の業務概況について御説明させていただいた後、災害対応の状況について引き続き御説明させていただきます。

まず、お手元に配布している資料1を御覧いただければと思います。

こちらは当センター設立以来の平成18年度以降の各業務実績の数値を記載した表でございます。要点だけかいつまんで御説明させていただきます。

まず、情報提供業務に関しまして、昨年この会議で昨年1月にコールセンターへの問合せ件数が400万件を突破したという御説明を致しましたが、昨年度は平成30年度のコールセンター問合せ件数については36万2,709件ということで、平成23年度以降最多の件数になっております。

続いて、民事法律扶助業務・震災法律援助業務です。法律相談援助件数と代理援助件数いずれの数値におきましても、平成28年度、29年、30年度と徐々に伸びていく、業務量が増えていくという傾向がございました。今年度につきましては、これまでの傾向とは若干変わりをまして、横ばい程度の状況でした。

続いて、国選弁護等関連業務について御説明させていただきます。平成29年度の被疑者国選弁護受理件数については6万3,839件、30年は7万8,780件と大幅に増加しております。こちらにつきましては、被疑者国選弁護事件の対象の拡大に伴うものでございまして、本年度も同様の傾向が続いているものでございます。犯罪被害者支援業務受託業務については、御覧いただいたとおりです。

認知度につきましては、昨年この会議で広報をテーマにさせていただいたところですが、30年度の認知度の結果は58.0%でしたが、本年度の最新の結果としては56.3%です。ただ、ここ数年の伸びなどを考えますと、おおむね横ばいであると考えております。昨年もこの会議で御相談させていただきましたが、やはり若年層、20年代の認知度についてはなかなか上がらないという状況がございました。

以上が令和元年度業務実績の概況です。

続きまして、資料2を御覧いただければと思います。

今年度につきましても台風15号、台風19号など様々な災害がございました。そういった災害についての当センターの対応について概況を御説明させていただきたいと思っております。

まず、当センターの災害対応に対する法的制度についてごく簡単に御説明させていただきますと、平成23年度に発生した東日本大震災の経験等を踏まえまして、平成28年度に総合法律支援法が改正されて大規模災害の被災者に対する新たな援助制度が設けられました。著しく異常かつ激甚な非常災害であって、被災地において法律相談を円滑に実施することが特に必要と認められるものとして政令で指定された大規模災害の被災者を対象に、災害発生日から1年を超

えない範囲内で、その生活の再建に当たり必要な法律相談を実施するというものです。

これまで適用された災害については3つありまして、平成28年度の熊本地震、昨年度の平成30年7月豪雨、令和元年、昨年に起こりました東日本台風、令和元年台風19号、この3つの災害に適用されております。この支援のポイントといたしましては、災害発災時に指定地区に住居、居所、営業所または事務所を有していた国民等ございましたら、通常の民事法律扶助制度とは異なり、資力の有無を問わず無料で法律相談を受けられるというものです。

今年度は、平成30年7月豪雨に関する援助と令和元年台風19号、東日本台風に関する援助を両方実施しておりますので、それぞれの実績について順に説明させていただきます。

3に記載しているのが平成30年7月豪雨における被災各地の相談件数でして相談内容の内訳といたしましては、土砂崩れや豪雨による不動産の被害に関する相談、被災による住宅の建て替えによる二重ローン、災害に伴い解雇となった相談、災害に伴う保険金の認定・支払に関する相談など多岐にわたる相談が寄せられているところです。相談件数については、最終的には1万8,000件を超えております。

別表を見ていただければと思います。42分の7と記載しているものです。

表1が被災各地の相談件数です。平成30年7月豪雨の主要な被災地としては、広島、岡山、愛媛という3県でしたが、広島では合計1万1,458件、岡山におきましては2,634件の相談がございました。愛媛におきましては332件です。

表2が相談の内容別です。一番右に割合が記載されていますが、20%を超えているものが3つあり、それぞれ金銭、家事の離婚関係、多重債務です。

42分の3です。

相談の実施場所につきましては、被災の直後になかなか法テラスの事務所に出向くことが困難であることを考慮いたしまして、巡回相談にして相談場所相談など様々な工夫を行って、一人でも多くの方に利用していただけるように努めているところです。

42分の4は、昨年起こりました東日本台風、令和元年台風19号における被災各地の相談件数です。まず、相談内容の内訳ですが、今回の台風におきましては、河川の氾濫、暴風雨等による不動産の被害に関する相談もありました。このほかにも例えば車が水没して修理も難しくローンだけが残ってしまった、引っ越し業者に預けた荷物が浸水で傷んでしまったという相談や災害に伴う保険金の認定・支払に関する相談など多岐にわたる相談が寄せられているところです。

もう少し詳しく御説明させていただきます。42分の8を御覧ください。

こちらが各事務所ごとの相談件数の一覧表です。右に1月までの累計数が記載しております

が、1,000件を超えている地域といたしましては、東京、埼玉、千葉、茨城がございます。また、主要な被災地であります栃木、長野、福島につきましても565件、411件、324件となっているところです。

42分の9を御覧いただければと思います。

上側の表が相談内容別の一覧表です。20%を超えている相談類型につきまして3つありますが、先ほどの西日本豪雨と同様に金銭、家事（離婚関係）、多重債務が上位3つを占めています。

また本文の方に戻っていただければと思います。42分の4を御覧ください。

相談の実施場所につきましては、先ほどと同様に様々な場所で実施をするなど工夫を行って、一人でも多くの方に利用していただけるように努めているところです。

そのほか災害に関しては、5、災害支援に関するその他の支援内容に記載しているとおり、ホームページによくある質問などと答えをまとめるなどして利便向上に努めているところです。

続きまして、6番を御覧ください。

業務継続に向けた対応です。まず、国選弁護等関連業務の継続です。国選弁護等関連業務につきましては、できる限り業務等を継続する必要がありますが、昨年度こちらでも御紹介させていただいたとおり、北海道胆振東部地震の際には、裁判所と連絡して国選業務を継続しました。本年度は台風19号が関東地方に上陸した際、安全に出勤できる職員を確保できた事務所は業務を継続しましたが、安全に出勤できる職員を確保できなかった事務所につきましては、台風がある程度一過性であることも考慮いたしまして、事務所を閉鎖して翌日以降に処理を持ち越す対応をしております。

昨年度もお話ししましたが、いずれの災害につきましても、法テラスの事務所の建物や職員の人命、身体につきましては、幸いながら無事でした。

以上でございます。

○片山座長 ありがとうございます。

それでは、以上御説明いただきました案件につきまして顧問の皆様から何か御質問とか御意見とかございますでしょうか。

どうぞ。

○村木顧問 ありがとうございます。

以前にこの災害対応でお話を伺ったときに非常に印象に残ったことがありまして、東日本の災害対応のときには法テラスが相談に行っていて、車なんかを派遣しても目立たないところに

してほしい、ですから、家の近くまで車を持ってこないでくれというようなお話があって、非常に法律相談を利用していただくのに御苦労された。今度熊本へ行ったらくまモンをでかでか貼って車で行っても大丈夫だったというお話を聞いて、非常に法律相談を利用していただくについても地域差があるんだということが大変印象深かったので、この後、幾つかのまた災害対応をされて何か特徴的なこととかお気づきの点とかあれば教えていただきたいと思います。よろしくお祈りします。

○設楽第一事業部長 それでは、第一事業部の部長を本年4月から務めさせていただいております設楽と申します。

東日本震災、それから、熊本の震災以降、台風被害、水害が立て続けに続きました関係で、若干支援の在り方とか住民の方のニーズも地震とはまたちょっと様相が異なっていると思われる。台風災害の方は比較的広域に被災地がまたがっているという特徴がございまして、むしろまたこれまでの震災の関係での私どもの取組ということの経験もございましたので、比較的違和感なくというか、地方事務所での対応も慣れてきたという側面もあるかと思ひますし、周知文をどこに配布すればよいかとか、そうしたこともある程度経験値が積み重なってまいりましたので、サービスを提供する私どももそうですが、サービスを御利用される一般市民の皆様も特段違和感なく御利用いただいでいて、これが件数の方にも反映しているのかなというふうに理解しております。

そういう意味では、特異点ということよりは定着の段階になっているのかなと。被災をされた方は一定の特別なサービスのメニューがあるということが共有され始めている段階かなというふうに感じております。ただ、台風被害の場合は同じ県、同じ自治体でも被害の濃淡がございまして、これについてはやはりそれに応じた、例えば西日本の豪雨災害の場合には広島、岡山が突出して利用が多かったのに比べて、利用があまりというかほとんどない地域もあった。そうしたところが特徴といえば特徴かなというふうに思っております。

○板東理事長 すみません。ちょっと補足です。一昨年になりますか、実は7月豪雨の後に広島、岡山、愛媛に行かせていただいて、相談の様子なども見たり、あるいは自治体の方ともお話をさせていただいたのですけれども、やはり多少地域差と経験差があるという感じがいたしました。先ほどのお話のように、大分法律相談自体に慣れてきたというのもあると思うのですけれども、広島では過去も広島市内で土砂崩れの災害があったということはありまして、日頃からの備えと申しますか、弁護士、司法書士だけではなくて社会福祉士とか建築士とか、関係の十数の士業が連絡会をつくって、日頃から何か災害があったときに対応できるような仕組み

をつくっていたということもございまして、非常にスムーズに相談が自治体との関係でも始められた。広島市の取組が県内ほかのところにも広がったり、あるいはほかの県もそれにまねしたような形というのが今広がりつつあるというふうに思います。

岡山に行かせていただいたときに、真備町などでちょうどまだ被災をされた方が避難場所でも暮らしておられるような状況だったんですけれども、避難所が学校でしたので、学校の教室を使っただけの無料法律相談会が始められていました。先ほどのお話との関係でいうと、正にお隣が見えるような教室の中で何人もが法律相談をしても平気というような状況でした。住宅の二重ローンの問題など同じような問題で皆さん困っておられるということもあったと思います。そういう中で大分法律相談ということの姿が身近に見えるようになってきたということだと思います。

一方で、愛媛は先ほどでも件数がとても少ないですけれども、やはり弁護士が少ない地域で深甚な被害が起きたという状況がありまして、もともと司法サービス、司法に対するアクセスということに関してはかなり住民の方も、それから、自治体の方も結構心理的なバリアがあると感じました。特に愛媛の場合はダムの放流問題などがありましたので、自治体の方も最初弁護士による相談に対する心理的抵抗も多少あったのではないかと思います。ですから、自治体にどういふふう法律相談の意義などを分かっていたか、そして広報、それから、場所の確保などについても御協力いただくかというところからやはり始めて始めていくということが必要なのかなと思います。そういうことで、多少災害対応の慣れの問題ももちろんあると思いますし、そういう司法アクセスであったり法曹の配置の状況であったり、そういったところがいろいろな相談件数とか実際の利用の状況というところに現れているのかなという感じがいたしました。

これから一層災害への対応をやはり常に起き得る話として、特殊な話じゃないということで、いろんな経験も積み重ねながら広げていかなくてはいけないなというふうに思っておりますし、弁護士会なども今、日弁連が全国市長会と協定を結んで、日頃から何かあったときに備え自治体と連携するようにしようという形になっておりますので、だんだんそういう基盤ができつつあるという感じがしております。

○片山座長 ありがとうございます。

よろしいですか、村木さん。

○村木顧問 ありがとうございます。

○片山座長 ほかにいかがでしょうか。

ちょっと私直接関係ないのですが、災害ではないんですけれども、今コロナウイルスが蔓延していて、テレビでも盛んに言われているんですけれども、たらい回しが起きていると。医者に電話をかけると帰国者何とかセンター、医者に検査してもらえますかと言ったらできませんので、帰国者何とか相談センターにと。そこに電話したらかかりつけの医者に行ってくださいと。区役所に電話しても全然がちが明かないと。子どもはどんどん熱が出ていると。これお医者さんから愚痴というか、これ何か法的にないんですかねという話を聞かされまして、もしこういうことで困っている人が法テラスを訪ねたら、どういう対応になりますか。

○道事務局長 このウイルスのことということですか。それとも一般的に。

○片山座長 いや、もう今日困っている。子どもは4日間も高熱が続いていて何とかしてほしいので、とりあえず検査だけでもしてほしいと。どこもしてくれない、たらい回しだと。そういう困ったケースですね。

○道事務局長 法テラスに。

○片山座長 法テラスに何かありませんかといって。

○道事務局長 お伺いいただいた……

○片山座長 相談が来たときにどういう対応になりますかね。

○道事務局長 それは多分、残念ながらあまりお役には立てないかもしれません。どうしても法テラスは情報提供と法律相談が入り口の支援なんです、なかなか医療に関する、どうでしょう、理事長、理事、情報提供の何かスキルであるとか情報の蓄積が現時点であるわけではないんですが。

○板東理事長 だから、ごく一般的な地方の窓口を御紹介するという感じの情報提供にとどまってしまうのかなという感じがしますので、特に新型コロナウイルスのようにかなり込み入った専門的な対応があるようなときに、ちょっと法テラスとして責任を持って最短の窓口を御紹介するというのはちょっと難しいのかなと。ごく最初の取っかかりとなる一般的なところ、自治体あるいは厚労省関係の窓口の御紹介というのはあり得るのかもしれませんけれども、ちょっとなかなかそこから後は難しいのかなと思います。

○道事務局長 御指摘いただくまでそういう立場に置かれ得るという私どもの意識があまり高くなかったので、ありがとうございます。そのような御質問が来たらどうするかということも考えて。

○山崎理事 おととい、厚生省の方で37.5度以上の熱が4日以上続いた場合には、保健所等に連絡せよと。ただし、私みたいに高齢者は4日続かなくても早めに相談してくれということで、

都道府県ごとに相談場所を指定したと思うんですね。ですから、もしそういうのがあれば、法テラスとしてはそういうお話を紹介するということになるのではないのでしょうか。

○片山座長 いや、その後も機能もしていないそうです。現在でも。

○山崎理事 そうすると、そういった情報を法テラスとしてお知らせする以外には、情報提供としては難しいのではないのでしょうか。

○片山座長 例えば今おっしゃったように機能していないときに、本来受け付けなきゃいけないところに注意喚起してあげるなんていうのは、それはいかがですか。

○山崎理事 それは一つの考えですね。

○道事務局長 法テラスとして不確かな情報を提供してはいけないので、多分法テラスは外から見るとやっぱり行政の一角を担っているように見えるので、その信頼に堪え得るようなやっぱり知識や情報は持っていなければいけないということと、あともう一つ最近気になるのが職場での労働問題であるとかに発展しているケースもございますので、そういった御相談が来た場合には、確かに私どもはどう答えるのかというのは考えておかなければならないかなというふうには思います。

○片山座長 それはありますね。労働安全というのは。クルーズ船の労働者なんて大変ですよ。ね。

○道事務局長 おっしゃるとおりで。

○片山座長 ちょっとつまらないというか、申し訳ありません。

ほかにありますでしょうか。

○中山顧問 今の関連で、例えばそういった質問が来たときに国として厚労省が一定の対応基準というのを出していますね。それはこちらにもちゃんとおりにきて、法テラスにそういった質問があったときには答えられるようになっているのでしょうか。

○道事務局長 それはどうしても私どもは法務省経由なのですが、法務省を経由して厚労省がこういう……

○中山顧問 いや、本来であれば、通常は政府の対策会議に法務省も入られているわけですから、法務省から何らかの形で今メールでも何でも即時に来るわけですから、こういう対応ですよということになっているのが普通ですよ。

○安實総務課長 本部総務課長の安實と申します。

法務省から厚生労働省発出の事務連絡等はお送り頂いては地方事務所等からお問合せを頂いたときは、総務課で部長に相談した上で対応させていただいているところでございます。

○道事務局長 ですから、どちらかという内部の労務管理に関わる基準ですので、今の御質問はもしかするともっと対外的な情報提供……。

○中山顧問 ええ、そうです。というのは、今回のコロナのような問題というのは、なるべく確かな情報を確かな形で出していくということがとても大切で、ところが、市中のお医者さんもそれぞれの機関もなかなかその辺がうまく共有できていない。また基準が出たのは数日前ということもあたりしてというのもあると思うんですが、そういうもののやっぱり情報を共有して、それで、地方の事務所でも、それから、対外的にもこういうことなんですよということをしっかりしていくということが大事なんだと思います。

○道事務局長 ありがとうございます。

御指摘のとおりかと思えますし、そういう意味でも法務省にもっと密にあるいは広く情報を提供してもらうように依頼をしたいというふうに思います。ありがとうございます。

○片山座長 では、ほかはよろしいですか。

それでは、議事2の方に移りたいと思います。「外国人に対する取組について」です。これに関して事務局から説明をお願いいたします。

○設楽第一事業部長 それでは、御説明させていただきます。資料3、ページ数で42分の11ページを御覧ください。

現在法テラスで外国人の方に提供しているサービスといたしましては、もちろん一般国民と同じ法律相談、それから、法律扶助、代理援助等、それから、受託による援助のほかに情報提供といたしましては、三者間通話のサービスを提供させていただいております。

利用の方法の手順は42分の11ページの左上に記載されているとおりですが、対応言語につきまして31年3月までは7言語対応だったものを昨年の4月から9言語を増やしまして、今後も11言語に増加するという予定を載せております。言語の中で利用が最も多いのはポルトガル語で、これは三河地方のほかに北関東、群馬や栃木などでもポルトガル語の利用が多いというふうに報告がされております。

情報提供のサービスの中で問合せ種類別に比較を致しますと、最も多いのが家事、家族に関する問題、それから、次に法テラスの仕組み・制度あるいは法律相談の御希望などの御連絡、それから、職場問題、日常生活上の取引、さらには事故とか損害賠償に関わるもののような順番になっております。また、最初に申し上げましたとおり、民事法律扶助、法的手続の代理援助や書類作成援助の利用等につきましては、在留資格のある外国人の方は日本人同様に支援対象になりますとともに、在留資格がない、これから取得をする相談であるとか変更に関わる問

題等々につきましては、受託業務での支援をしております。

利用実績につきましては、この11ページの方には浜松での外国人の法律相談の利用状況の推移を掲載しておりますが、この外国人の法律相談の利用件数の推移というのは、特に外国人相談が多い地域で適切に数字を取っておりますが、外国人の方でも御自分で通訳をお連れになっている場合などは一般の法律相談と同様にカウントしております、現在個別に数値を取っていない地方事務所もございますので、この点、改善点と心得まして、なるべく外国人相談、そして、通訳人労働の有無、こちらでの通訳人の提供の有無などをきちんと精査いたしまして、今後通訳の調達がどの程度の規模で必要になるのかということなどにもつなげていきたいと考えているところでございます。

多言語情報提供サービスの言語別件数の推移につきましては、先ほど特筆すべき地域等につきましては御報告をいたしました、細かい内訳につきましては42分の12ページに記載しておりますので、御覧いただければと思います。

それから、外国人人材の受入れ・共生のための総合的対応策の概要といたしまして、42分の13ページと14ページに共生センターに関わる資料を資料に入れさせていただいておりますので、この点について。

○道事務局長 四谷については私から少し補足をさせていただきます。

事前にお邪魔してお話を差し上げて、この点も御説明差し上げた顧問の方もいらっしゃいますが、重複になりますけれども、42分の14の方、13の後ろでございます。裏を見ていただきますと、ここにごございますような形で幾つかの関係省庁が集まって、先ほど理事長からも御挨拶のときに言及はございましたが、四谷の新しいビルに入ることが予定をされ、6月頃に私どももデスクを入れ、人を入れということで、できるところから業務を始めたいというふうに思っているところでございます。

今のところ、設楽部長の御説明申し上げた中では、多言語の情報提供サービスというようなことを含めた情報提供業務ということを開始させていただくことを考えておりますほか、全国のスタッフ弁護士と外国人の対応をしている弁護士が必要とする様々な情報や技能についても何らか蓄積をして、発信やサポートができないかということなども現在検討しているところではございます。

それと、さっきちょっと設楽部長が申し上げた多言語情報サービスの言語数なんですが、2言語が追加された後に9言語ということになっておりますので、さっき11と申し上げたかもしれませんが、現時点で9言語が正しい数字かと思えます。

私からは以上でございます。

○片山座長 ありがとうございます。

それでは、今の御説明いただきましたことにつきまして御意見を伺いたいと思います。

どうぞ。

○中山顧問 四谷の再開発ビルの方に外国人共生センターというところでこの法テラスが関わるということですが、実は前にもお話ししたことがあると思いますが、新宿区は外国人が人口の今12%を占めるというような中で、もう15年くらい前から多文化共生プラザを歌舞伎町の東京都の関連するビルの中に法務省の当時の入国管理局のサービス部門と一体になり設置し、そこで日本語学習支援や相談や、それから、交流事業、そういったことをやっております。十数年たって、かなり多くの蓄積も持っておりますので、是非そういった自治体と連携していただきたいと思います。法テラスのセンターは全国に向けた地方支援ということが大きいかと思えますけれども、また、東京や新宿の状況と全国の状況は在留資格等の点でも大きく異なる点はあると思いますが、連携することによって参考になるというようなこともあると思いますので、是非そういった資源を活用していただけたらと思います。

四谷の再開発ビルというのは、四谷の駅前の元財務省の公務員宿舎跡地と四谷第三小学校跡地のあそこの再開発ビルですか。本当に駅前の便利のいい一等地ですね。

○坂東顧問 こうした共生センターあるいは各事務所での外国人の方々への対応はこれからはますます増えますし、非常に大きな法テラスのうちの任務になっていくと思います。例えばインフラの一つとして9言語ということですが、日常生活レベルの通訳と司法関係あるいは相談系の専門的な日常会話ではない部分についてある程度統一を図るというのか、ポケットブックなんかの一つのアプリみたいな形で法律系の言語の相談の単語集とか会話集とかというようなことを工夫されたらどうかなと思います。全部これを個別に対応するのは難しいと思いますので、是非みんなが共用・共有できるようなデータベースをお作りになると、みんなが感謝するのではないかなと思います。

○中山顧問 今のはおっしゃるとおりだと思います。例えば日本語学習支援というのでも、例えば学習をするための日本語とか、それから、働くための日本語の学習支援とか結構いろいろあるんですね。今そういったこともいろんなレベルで、多分国の方も日本語学習支援の研究をされたり、それから、一定のそろえようというようなことで、そういったのも今出てきているんだと思いますけれども、それから、タブレットを今度入れているという話がありましたが、新宿区でも私がいた頃にはネイティブの人をお願いしたりして、区役所の外国人相談は4か国

語だけれども、共生プラザでは7か国語対応というのをネイティブでやっていたんですね。

今それでは足りなくて、担当者に聞きましたら、今はタブレットで14か国語対応というのができるんだそうです。そうすると、今新宿区の中に1人という人も含めると130くらいの国からの人が来ているので、でも、14の言語でやると、そのタブレットでやると95%くらいカバーできるというので、それを区内の保健所であるとかそういったところに置いてやっているという話を聞きましたけれども、今そういう意味でA Iとかそういう中で随分言語の対応なんかもおっしゃるとおりだと思います。是非法律用語についてもそうした対応が重要だと思います。

○板東理事長 ちょっと山崎理事にコメントしていただくかと思うんですけども、なかなか法テラス独自でやるのも大変だなというのがありまして、司法界全体でもう少し例えば通訳の問題とか、そういう言語の問題などについて共有できるというふうになるといいなというふうに思っております。今通訳の名簿さえなかなか共有できていないというような状況もあつたりいたします。それから、今御指摘のようにA Iなどを初めとしてこれからますます進化をしていくと思いますので、そういうものをできるだけ活用していくという流れというの也需要かというふうには思っております。

それから、先ほど新宿区のお話ありがとうございましたけれども、今全国にワンストップセンターが整備されてきたので、そういうところとの連携などいろんな地方ごとに核となるところとの連携というのはますます重要になってくると思っております。

ちょっと山崎理事の方から裁判所の方のお話を。

○山崎理事 先ほど坂東顧問からお話があったのは、通訳人ハンドブックというのがございまして、最高裁の方で、何か国語か用意してあります。刑事事件の関係のもの単語が多いから、本当は民事の方にも広がっていくといいと思っております。

それからもう一つ、今最大の懸念あるいは課題は司法通訳の質を上げるというところで、これは1週間ぐらい前の読売新聞の社説にも載っていましたが、どうやって質の向上を図るか、これはもう司法界こぞっての課題としています。その一つの解決策とすると、A I等の利用範囲を拡充していく必要があると思っております。

また、外国が導入しているように、司法関係の通訳の質につき、公的機関が認証するという制度も必要であると、個人的には考えています。

○坂東顧問 いろんなレベルがありますので、よろしく願いいたします。

○設楽第一事業部長 通訳人の能力・質の確保という問題かと思いますが、現在では情報提供で通訳を依頼しているのにとどまっておりますことから、通訳を委託する業者の選定の際に通

訳人としては日本語能力検定のN1レベルと同等以上の方を配置できることでありますとか、正確で分かりやすい言葉に置き換えて説明ができるような通訳を配置できることというようなことを入札の条件などにいたしまして、業者を選定しました後も営業担当者との間で密にそのあたりについて打合せをしております。分からない、あるいはこういった場合にどう説明をしたらいいのかということについては、情報提供課の方で丁寧に説明するということのほかに、今後は法律相談を行う中でもっと専門用語ですとか、そうしたものの必要性が出てくると思われますので、その場合に業者としては例えば我々が行う説明会、通訳人さんへの説明会などの研修を受け入れてくれるようなことも条件になる可能性がございますし、医療通訳の分野では既に業者においてもそうした専門研修を実施しているというところもあるというふうに聞いておりますので、そうしたことを参考にして正確な通訳を担保できるような形に持っていきたいというふうに思っております。

○村木顧問 ちょっと確認とお願いなんですけれども、この共生社会の話が法テラスで出るときに、いつもやっぱり合法的に入ってきている人、日本に在留資格のある人とかという話が説明のときにぱっと一番最初に出てくるんですけれども、例えば労働分野だと違法就労の外国人も最賃とか労働関係の法律はちゃんと適用になる、法的な保護が受けられることになっているんですね。だから、いろんなことがぱっともう違法就労だった途端に相談できないよみたいなイメージになってしまうと、本当はもらえる賃金とか、そんな守られる権利ももしかしたら手前で諦めてしまうかもしれないので、例えば情報提供だったら別に私は違法でこの国にいますとか言わなくても受けられるのかもしれませんが、そのあたりはどういう人が利用できるのかというのと、できるだけあまり違法就労の人が最初から相談ができないと思わせないような方法をちょっと考えていただけたらと思うんですけれども、お願いします。

○設楽第一事業部長 この点は関係各機関からもいろいろと御指摘を頂くところでございまして、今現在私どもが大使館などに訪問をして多言語情報サービスの御説明を差し上げるときにも、最も多く出てくるのは技能実習生の相談ができるか、それから、滞在資格が切れてしまった方の相談はできるか、苦情を扱えるかという御質問が大変多く耳にいたします。情報提供サービスの方は在留資格ですとか資力の基準とかと関係なく情報提供ができますが、残念ながら扶助相談に関しましては在留資格のない方が相談援助を受けることができないという仕組みになっております。

そうすると、在留資格がない方はどうするかといいますと、情報提供の段階で例えば弁護士会で外国人相談を実施しているという地域にはそちらを御案内しまして、相談を担当した弁護

士がまたそこで法テラスに戻ってくるんですが、受託業務をお引き受けくださる先生が外国人相談をやる方はほとんどだと思いますので、受託事業を利用して、結果としては扶助と同じようなサービスの対応になりますが、受任をしてもらうというちょっと回りくどいわけではありますけれども、一応今のところはそこで我慢をしていただいていると、そんな状況でございます。

○片山座長 今に関連してちょっと私から伺いたいことがあるんですけども、さっき言われた入札をされていると、通訳の。これは包括的な入札なんですか、それとも言語ごとの入札なんですか。

○設楽第一事業部長 包括的な入札というふうになります。

○片山座長 包括的ということになると、例えば業者さんによってはタガログ語は強いけれども、ポルトガル語は弱いとか、特に少数の人の言語だったらそういうのは出てきますよね。それで何か業者が少数言語の強いのを抱え込んでいると、結果的にいい通訳が回ってこないなんていうことはないですか。

○設楽第一事業部長 現在は情報提供である程度まとまった統計数に基づいてサービスを提供していますので、確かに御指摘のような懸念は私も今御指摘を頂くまであまり念頭になかったわけなんですけど、今後法律相談ですとか、あるいは受任者に対して通訳さんを紹介するですとか、そういった段になったときには、そうしたことも少し念頭に置いてどのように通訳を調達するか考えてなくてはいけないというふうに今気づいてしまいましたので、ちょっとそこのところはもう少し考えてみたいと思っております。確かにおっしゃるとおりで、この業者はここが強い、あそこはここが弱いということはあると思いますので、もっともっと私どもも情報を集めなくてはいけないなというふうに思います。

○片山座長 あと、入札のときの競争する点ですね。それは価格ももちろんあるんでしょうけれども、それ以外もあるんですか。質の問題。

○設楽第一事業部長 私どものどんなものを通訳していただきたいかということと、電話による通訳ですので、そこに対応できることと、それから、先ほど少し触れましたが、通訳者の能力に関しても、レベルについても条件をつけております。

○片山座長 何でこんなことを申し上げたかという、かつて私も役所にいた頃いろんな国際会議とかやるときに入札で通訳を依頼すると、すごく出来、不出来があるんですよ。値段は安くて見栄えはよかったんだけど、やらせてみたらさっぱりということとかそういうのもあるので、あまり当てにならないと私は思っているんですけども、この種のことを競争原理

で、しかも包括的に受委託関係を決めるというのはあまり賢明ではないのではないかなという気がしますが、むしろ少数言語だったら独自にリストを持っていて、必要なときに頼むとか何かそういう工夫はできないのかなという気がしますが、御参考までに。

ほかにありますでしょうか。

○高木顧問 先ほど予算の関係で外国人支援体制整備ということで10人増員と、どういうところを増やすんですか。

○道事務局長 実は、そちらについては今鋭意検討を進めてはいるのですが、一つはもちろんずばりこの四谷の新しいセンターに何人か人を送りますので、その体制を整備、強化するところには活用させていただきたいと思っています。

ただ、それだけではなくて、やはり一定の地方事務所においては様々なニーズがありますし、また、外国人対応に関してもいろいろ苦勞もしているところがございますので、どこということは今明確にはなっておりませんが、その四谷センター以外にも配置することを今鋭意検討しているところではございます。

○板東理事長 現実にはかなり大規模な事務所のところというのはもちろん東京、大阪、愛知、その他外国人対応が増えておりますし、それから、企業城下町のあるような三河とか浜松とか、そういうようなところも増えているんですけども、そういうところに全部10名を配置するのか、それとも先ほどのお話のように少し地方を支援する機能のようなところを重点的に人を使って考えていくのか、そのやり方も含めて今ちょっと検討中でございます。現実には業務量が増えているところには少し配置をしていかなければいけないというのも外国人の問題だけではないんですけども、現実には外国人の問題に絡めて全体としての業務量が多いところにも人を強化していかないと。そういういろんな目的の中で、この僅かな数ではありますけれども、10名を使わせていただこうというふうに思っております。

○高木顧問 これ例えば三河だとか栃木県だとか外国人が多いところは、それこそ県も市もいろんなサービスをやっておられますよね。そういうところと例の福祉生活なんかでのネットワークで利用しようという発想なんか外国人受入れ問題は少し関連するんじゃないかなという感じがしているんですが、というのは私ども地方連合にもいっぱい駆け込んでこられるんですね、相談事が。県やら市と御相談することができるのとそうでないところの地域におけるギャップがものすごく大きいなど。外国人に対応ができていない県、ほとんど何もない、ノウハウも何も蓄積ができていないところ、そういうギャップ等も踏まえて何か連携みたいなことが全国規模でもできるといいかなと。そういう意味では、法テラスと各自治体とかいろいろと連

携する。

この多言語対応が必要な法務省の関係でいえば、当然裁判所も検察庁もそうでしょう。それから、民間では例えば新宿の伊勢丹の買物にくるお客さんと店が抱えているランゲージスタッフみたいなものとの関係なんかもいろいろあるようですから、民間ではどういうサービスの活用になっているのかとかいう点にもヒントがあるかなと思ったりしますけれども、これは思いつきです。

○中山顧問 今の関連で外国人の多いところの自治体の市長さんたちは外国人集住、集まって住む、外国人集住都市会議というのをつくっていると思います。浜松の市長さんは私が仕事をしていた当時は会長さんで、浜松、三河、それから、群馬の太田ですかね。ですから、おっしゃるように先ほど新宿の多文化共生プラザ、そういった行政ともつながってくださいと申し上げましたけれども、そういった集住都市と言われるようなところがまずはつながっていただく。それで、実際にもう多分この法テラスの事務所の方もそういうふうにつながっていらっしゃると思うんですけども、今回法改正があつて、もっと地方に技能実習等の方々等、それに関わる新しい資格の方々が行かれるということですから、そういったところとのネットワークを作っていくことというのがおっしゃるように大事かと思います。

○板東理事長 ありがとうございます。

先ほどもちょっと申し上げましたけれども、ワンストップセンターというものが各県にあつたり、あるいは集住地域などに設置をされるということになっておりますので、そこでの連携というのは今かなり始まりつつあるのかなと。それ以前から例えば地方の国際交流協会とか、そういうところを指定相談場所などにして法テラスの相談として実施している、あるいは弁護士会が相談を実施しているというようなことがございましたけれども、そういったニーズがますます広がってきているのかなという感じがいたします。先ほどの通訳の問題でいえば、ワンストップセンターの方で通訳を確保して、そこに乗り込んで一定サービスを提供するというようなこともできるわけでありますので、そういういろんなところとの連携というのはこれからますます重要というふうに思っております。

一方で、先ほど職員の方の増員の話は申し上げましたんですけども、法テラスのスタッフ弁護士というのも非常に外国人に対するサービス提供では今重要な役割を果たしております。その数が必ずしも十分に確保できていないという問題があるのですけれども、例えば三河地区などではかなりいろいろな相談が増えている中で、なかなか地元の、ジュディケアの一般の弁護士の方々もなかなか相談、代理援助に対応していただけないというようなことがあり、法テ

ラスのスタッフ弁護士のその中で占める役割というのは相対的に大きくなってきているという
ような状況がございまして、法テラスの中でのそういったスタッフ弁護士の対応体制等の充実
の問題も含めてちょっと考えていかないといけないかなというのが正直なところでございます。

そういう中でスタッフ弁護士の関係も先ほどのお話にございますように、共生センターで少
し支援をしていけないかということもありますし、それをほかの弁護士に広げていくという
ことも必要になってくる。これはいろんな弁護士会と連携を取りながらということだと思いま
すけれども、この問題はまだまだ緒についたといたしますか、やらなければいけない、考えな
ければいけないことがたくさんあるという感じはいたしております。先ほど御指摘のようにいろ
いろなところの経験とか資源をできるだけ活用させていただきながら、考えていかなければい
けないなというふうに思っております。ありがとうございます。

○片山座長 それでは、この問題はよろしいでしょうか。

それでは、次の議事に進みたいと思います。「児童虐待に関する取組について」につきまし
て、事務局から御説明をお願いします。

○中重第二事業部長 児童虐待につきまして、第二事業部長の中重から御説明をまずは申し上
げたいと思います。

本日はスタッフ弁護士の馬場先生に来ていただきまして、自身の取り扱った児童虐待のケー
スについて御説明を頂きますので、私の前座は最小限にとどめさせていただきたいというふう
に思っております。

まず、資料の42分の15以降、資料4-1を御覧ください。ここで児童虐待の取組についてま
とめてございますので、後で御一読いただければと思います。

42分の17では、Me x（ミークス）という固有名詞が出てきて唐突感があるかとは思いま
すが、若い層への周知方法の取組の一つということでお読みいただければというふうに思ってお
ります。

それから、法テラスが世の中である児童虐待のケースにどのフィールドで関わっているのか
ということについてちょっと概略をここで御説明申し上げたいと思っております。

虐待が認知されますと、そのチャンネルとして本人自身の場合のほか、警察、近隣住民、学
校、福祉事務所、医療機関などが認知するチャンネルとしては考えられると思います。その認
知されたケースのうち多数が児童相談所に向かうであろうというところでありまして、その児
童相談所による児童虐待相談の対応件数というのは年間大体約16万件というふうに言われてお
ります。ケースによりましては、認知されたケースのうち虐待の程度が激しいというものにつ

きましては、その後警察ということもあるでしょう。それから、認知されたケースのうち法的問題が絡むような弁護士の介入がふさわしいと思われるケースについては弁護士会の方に向かうケースというのもあると思います。地方によっては弁護士会が虐待相談に特化した体制を整備しているという地方の単位会もございます。

そういう中で、法テラスも弁護士の法律相談援助制度というものを平成30年度に開始を致しました。42分の15の表を見ていただければ分かりますように、その件数が年間20件超程度にとどまっているという現状でございます。また、先ほど述べました弁護士の介入がふさわしいと考えられるケースの場合、法テラスは日弁連からの委託を受けて民事法律扶助制度などでカバーできない方を対象にしまして、弁護士の費用などの援助を行うという受託業務ということをしております。

例えば親権喪失の手続などの法的問題のみならず、児童相談所との交渉、親との環境調整のお手伝いなどについても援助が必要な場合、この子どもに対する法律援助の申込みについて援助をしていると。それは受託援助といいます。この件数が年間約400件程度ということでございます。このように法テラスが児童虐待というものに関わるケース、先ほど述べましたように20件、それから、400件とそれほど大きいものではございませんが、法テラス以外のルート、チャンネルというものも制度として存在することをまず御理解いただきたいと思っております。

それから、先ほど述べました平成30年度から取り組んでおります法律相談援助制度20件と先ほど申し上げた制度なんですけど、この制度自体が本人からの連絡が原則という建付けの制度になっております。それで20件と少ないのではあるのですが、児童相談所が低年齢の被虐待児の対応で手いっぱいであるという現状を考えれば、自分の意思を表明できる比較的高齢の虐待されている子どもたちがいろんなことを訴えるための一つのルート、チャンネルにはなっているのかなというふうに考えているところでございます。

それから、加えて平成30年度に始まったこの制度なんですけれども、DV被害者の法律相談援助の機能を主に果たしているところでございます。そうしますと、子どもが存在する夫婦間のDV案件では虐待案件を伴うケースが多いというふうに見受けられますので、その意味でも法テラスは一定限度の役割を果たしているのではないかと考えている次第です。

以上、法テラスとして現状このような存在意義を見出しているところですので、この制度についての周知徹底を今後についても図ってまいりたいというふうに思っているところです。その辺のところは先ほどの資料の方にもちょっと書かれているという形で御理解を頂ければというふうに思っております。

数的にはあまり多くないと申しあげましたけれども、熱心に取り組んでくださっているスタッフの弁護士の先生がいらっしゃいます。今日はせっかくの機会でございますので、顧問の先生方にその活動の一端を御紹介させていただきたいと思っております。

では、馬場先生、よろしくお願いいたします。

○馬場弁護士 法テラス埼玉法律事務所から本日参りました常勤弁護士の馬場真由子と申します。今日はよろしくお願いいたします。

では、先ほど中重の方から説明もありました私の扱った事件で児童虐待と、法テラスの制度を用いた事例について御説明させていただきます。

また私の自己紹介ですが、私は弁護士11年目になりまして、一応3年間サラリーマンとして勤務した後、司法試験を受けまして、法テラスに入らせていただきました。現在2児の母で、最初は法テラス東京法律事務所というところで働きまして、その後、こちら本部の司法ソーシャルワーク推進室、熊谷に赴任し現在の法テラス埼玉法律事務所執務しております。

私が今日紹介する事案は2つございまして、1件が外国人同士の離婚と児童虐待の案件、もう一件が複雑な家族関係と養父からの虐待の2つの事案になります。

では、まず1件目について御説明します。こちらの事案は外国人の奥さんが私の依頼者、外国人の夫が相手方、加害者側になります。そして、そこには小学生の息子さんがいらっしゃいました。そして、妻の方がDV、傷害を受けたということで福祉事務所が保護したところから法テラスにつながってまいりました。

私が当時在籍していた法テラスの法律事務所に福祉事務所と連携がとれていましたので、こういう事案があると。事案が外国人で、複雑で傷害と逮捕されているということで、慎重に扱わなければいけないということで連絡を頂きました。そのとき夫が勾留中のときに母子はシェルターに避難しておりました。それで、私と福祉関係者の5、6名、結構大人数で法律相談を実施しまして、そのほかに御本人、私が受任するまで時間が、法テラスの決定が出るまで時間がかかるのもありまして、御本人の方で調停を申し立てたり保護命令の申立ての方を通訳さんと福祉事務所の職員さんで行っておりました。2回目の相談でちょっとDV夫の方が粗暴であることから、事務所の安全性の確保とか余計逆上しないように男性弁護士、法テラスの常勤弁護士と共同受任することにしました。

その後は、離婚訴訟については主に私の方で対応したのですが、2018年から判決が出たのは今年の2月になりますので、大分ちょっと1年強かかる長い事件になったと思います。無事勝訴判決が出まして、離婚が認められました。その中で本日焦点になっています子どもの虐待も

認定されました。先ほど申し上げた保護命令とって、母子に近づいては駄目ですと裁判所の命令が出たとき、余談になりますが、夫が避難しているはずなのに、たまたま工場が近いということでした、遭遇してしまって転居を2回しなきゃいけないこととか、あと、外国語をしゃべる被害者の方でしたので、通訳さんの確保が必要だと。福祉事務所と女性センターと連携して、安心・安全を保って収入も確保するというので、あとビザの更新もサポートが必要ということで、大分いろんな支援制度とか関係者を使わなければいけない困難な事件で、法テラスの常勤弁護士ならではの事件だったなと思います。

ここで子どもの虐待と認知の対応について気づいた点を申し上げますと、やはり次の事件とも共通するのですが、子ども加害者と一緒のときには、自分が虐待されているという事実を打ち明けられませんでした。また、その虐待の事実を証拠化するときにもちょっと問題がありまして、何回もそのことを子どもに聞いてしまうとトラウマになる二次被害が発生してしまいます。いろんな専門家の方とかも聴取の際に検察庁とか警察も配慮しているとは思いますが、できるだけ1回の聴取で何とか証拠化しようという配慮が非常に重要だなと私の方も痛感いたしました。あと、学校ですね。学校とか自治体ともカウンセリングを並行して子どもの心のケアを図る必要があると実感いたしました。

利用した法テラスの制度ですけれども、離婚訴訟については民事法律扶助を利用しました。そのほか、外国人支援として入管手続支援は先ほど説明がありました日弁連委託援助、あと警察署への同行、被害者援助にしましても日弁連の委託援助を利用しました。男性のスタッフ弁護士との共同受任には、法テラスの規定にありますスタッフ弁護士同士の共同受任制度を用いました。今後、外国人が増加してまいりますので、外国人のDV事件や貧困問題も増加してくると思います。そのとき、やはり経済的に困窮している世帯が多いという可能性もありますので、スタッフ弁護士とか法テラスによる支援の必要性が高いと思われました。

次の事案ですが、よくメディアとかでも話題になる複雑な家庭環境、養父からの虐待の事案です。こちらは女性センターの職員から法テラスの法律事務所に連絡がありまして、こういう深刻な事案なので、ちょっと今後どうしたらいいかということも含めて関係職員と一緒に法律相談で参加していただけないかという相談でした。

こちらはDVの被害者がお母さん、そして、その再婚相手の養父がおりまして、その被害者の方は前の夫との間に子どもがいます。新しい再婚相手との間にも子どもがいて、多数の子どもがいる家庭でした。養父から息子への暴力は、最初、埼玉にいたときに明らかになっていて、児童相談所に一時保護されるということがありました。その後、児童相談所との話合いで養父

がもう暴力しないと。地方の養父の親のところに監視してもらえるように引っ越しますということで地方に引っ越したんですけれども、今度は姑と実母の関係が悪くて、結局姑がいない状態で家族で生活することになりました。そして、息子への肉体的暴力が悪化しまして、あざが学校で見つかり、市役所に伝わったということで、別居を勧められまして、母子全員で埼玉県に避難したというのが去年でした。そこで法テラスにつながったという事案になります。

こちらは私の相談する前日ぐらいに職員の方にお子さん児童虐待に遭っていたということも打ち明けたということも伺いました。それもやはり避難した後にお母さんに打ち明けたと。そのこともあって、この児童虐待の件で私が相談するということになりました。市役所での出張相談を実施しまして、虐待を受けた子を含む子ども達とお母さんと、あと他の常勤弁護士と女性センターの職員、子育て支援課職員と児童相談所職員と多数の職員で話し合いました。

離婚事件を結局受任することになりましたが、離婚調停は夫の居住地が管轄になりますので、そちらに近い法テラス常勤弁護士、そして、実際の面談を進めながら進めるのは母の居住地の近くの常勤弁護士になりました。

このときに利用した法テラス制度は、先ほどの民事法律扶助、あとスタッフ弁護士の共同受任というのは先ほどと一緒にあります。あと、この市役所への出張相談というのがこのたび平成30年からできた制度のDV等被害者法律相談援助という制度で、児童虐待の場合の出張相談の枠組みがございましたので、この相談を用いました。このように家族関係の多様化に伴いまして、各地の弁護士による共同受任や行政機関と連携した支援が求められると思います。スタッフ弁護士や法テラスにより支援していただく必要が高い事案なんじゃないかなと思いました。

また、この児童虐待事案で悩ましい点といいますと、やはりこの精神的ダメージ回避のために証拠化を断念することもあるのだなと思いました。こちらは警察に被害届を出すという話があったのですが、そうすると、虐待を受けた子女への聞き取りを更にしななければいけないと。本人に改めて聞き取りをして、場合によっては刑事裁判で証言してもらおうというのはちょっと難しいのではないかと。

あともう一点、最近ちょっと気になるのが、この案件ではないのですが、奥さんの方が警察に夫にDVされています、罵倒されていますということを相談した場合に、子どもの前の夫婦喧嘩は児童虐待に当たりますということで、むしろ被害者であるはずの奥さんが児童相談所に通告されてしまったという件が最近目立つように思いまして、それは警察が関与するのは肉体的暴力だということで、児童虐待の取扱について定めがあるという形式適用の結果ではあるの

ですが、それは内容を見て判断していただきたいなと現場の方では感じました。

あと、貧困の連鎖というものもございます。避難先で仕事も変えなければいけないとなると、やはり生活保護ということになるのですが、自動車を原則保有できないので、子どもさんがたくさんいらっしゃる方なんかはちょっと実際生活との両立が難しいということで、なかなかいざ避難すると生活が難しい案件を目の当たりにします。

あと、先ほどの1件目にもあったのですが、子が虐待の事実を成長とともにどんどん認識していくんですね。そのときにどうやってソフトランディングして子どもの精神のトラウマにうまく向き合っていくのかと。自分の手元を離れた後も気がかりということで、日々悩みながらこういう事件に向き合っている所存です。

以上短くはありましたが、私の対応している児童虐待の事案でした。御清聴ありがとうございました。（拍手）

○中重第二事業部長 児童虐待の報告は以上でございます。

○片山座長 ありがとうございました。

それでは、ただいまの説明、御報告に対し御質問、御意見ございますでしょうか。

どうぞ。

○坂東顧問 これから児童虐待も外国人と並んで法テラスの中で大きな役割になるでしょう。その際、直接子どもあるいは思春期の人たちが、すぐに法テラスに駆け込むのをサポートを得るというよりは、むしろ福祉事務所あるいは児童相談所、そうしたプロフェッショナルサポートを必要とするところとの連携がとても重要ではないかなと思います。サポートする人をサポートするというのでしょうか。法テラスの一番の強みはプロフェッショナル、法律についての専門家であるというところでほかのサポート機関の方たちを支援していただくということがとても重要です。特に今の事案等を聞いておきますと、福祉事務所の方との連携もうまくいっているようですし、是非そうした形で進めていただければと思いました。

○中重第二事業部長 ありがとうございます。

例えば地域的には連携が進んでいるところもあるのですが、今の御指摘はごもっともで、法テラスがその連携の中でどういう役割を占めるかということについては、今後もしっかりと考えてまいりたいというふうに思っております。

○片山座長 いかがでしょうか。

どうぞ。

○長谷部顧問 私も他機関との連携が非常に重要だと思います。ただ、今御指摘がありました

福祉事務所との連携のようなインテークの段階で他機関と連携するということと、それから、最後におっしゃった離婚訴訟などを終えて、その後心理的にも傷ついてしまった子どもさんのケアをどこの機関にお願いするかという後の段階、アフターケアですよね。それについてはどういう機関と連携をされているのでしょうか。

○中重第二事業部長 今そこについて大きく連携をして何かを取り扱っているということは、少なくともちょっと僕の知識としてはないです。何かございますか。

○馬場弁護士 今、中重の方から説明がございましたように、実際気になるのですが、私の方としても受任を離れてしまうと、あとはやっぱり実際依頼者のお母さん側と年賀状でのやりとりとか、何かよくないことが起こったときぐらいしかできなくて、やっぱり細かいメンタルサポートも本当は直接お子さんと何か交流できる場とか、また、そういう機関とコミットできたらなといいと思っているのですが、今後の課題の状況でございます。

○山崎理事 今、馬場先生がかなり遠慮がちに言われていましたけれども、先ほどの事例を見ていて、スタッフ弁護士の役割は重要だと思います。例えば離婚訴訟で児童虐待まで認定してもらったというのは、これはなかなかすごいことで、往々にしてどうしても児童虐待がDVの後ろに隠れるとか、あるいは離婚訴訟の後ろに隠れている。これを表に出させるという技能が非常に大事なところで、きれいに出ていまして、それから、その後のフォローもきちっと連携をしていただいたというのが如実に表れた。何か司法面接の技法を用いたり、それから、面前DVというんですけれども、DVをお母さんにすることによって児童の方が心理的な虐待を受けると、これが大問題の一つになっているんですけれども、この辺も十分踏まえたスタッフとしての活躍であったなと思います。

実は、16万件のうち一番多いのはこの心理的虐待、ところが、法テラスで扱っているもので一番多いのは、これは肉体的虐待、このギャップも何かどこにあるのかなと。実はやっぱり心理的虐待が一番根が深いのかなと。それはやっぱりDVなり、それから、貧困家庭とか離婚あるいは親族関係のいろんな難しい問題を抱えた家族の中で、児童の虐待が眠っていると。それをどうやって掘り起こしていくというところが今非常に力を入れてやっていく必要があると思います。

○村木顧問 本当にすばらしい実践のお話が聞けて、大変心強かったです。ありがとうございます。

一つは児童虐待とかにかかわって子どもを支援している人の中で、割と法テラスを使うことに弁護士さんなんかでもあまり積極的じゃない人がいて、理由を聞くと、いろんな制約がある

からと。回数の制限とか何だとかというふうに言う人が一番多いので、今みたいに法テラスが持っている手段をいっぱい駆使して、あんな形で支援ができるというのをなかなかほかの弁護士さんは分かっていない可能性があると思います。是非今日みたいに聞かせていただいて、こんな手段を使って総力戦でちゃんとやっているという事例を児相とか子どもシェルターとかいろんところ、福祉事務所とかに見せていただいたら、ここまでやってもらえるんだということで非常に喜ばれるんじゃないかと思ったので、是非事例を少し抽象化してでも見ていただけたらというふうに思いました。

もう一つは、警察は面前DVを通報してくださるので、今の児相の通報件数が伸びているのは圧倒的にその理由が多いんですね。今ちょっと面前DVで通報されることを気にしておられたかもしれませんが、別にお母さんとお父さんが喧嘩していて、その2人が加害者だと思っているかというところ、児相の受け止めはそうではなくて、お母さんに暴力をふるっているぐらいだったら子どもにもやっているかもしれない、そこはリスクがある家庭だから注意しなきゃいけないと見てくれるので、そこのところはあまり躊躇しなくてもいいのかなと思います。それで、警察やなんかとか児相と連携の形ができて、ここは心配とか、お母さんは大変とかという情報を共有できれば、いい形でむしろ子どもについても介入ができるんじゃないかなというふうに思いました。

それから、これは一つ質問なんですけど、一番被害が根深いのはやっぱり性虐待、そうすると、性虐待の場合はやっぱり結構年齢が大きくなってから訴えるとか、親と本当に戦おうというようなことが多いので、児童虐待を受けたのは児童のときでも、そこから御本人が戦ったり自立をしていくのは10代後半から20歳とか、20歳過ぎぐらいまで割と長くかかるので、そういう18を過ぎた子の支援もできるかなというのは、これは質問です。

それから、最後にメンタルサポートなんですけれども、今児童養護の施設から出発して自立援助ホームなんかを持っているところがアフターケアの事業を始めていて、結構それがたくさん増えてきています。そこは一種実家機能的に、継続的に自立した後の支援をするので、もしかしたらそういうアフターケアをやっているところとつながれば、そこに後のケアをお願いする。そうすると、子どもも相談先ができるので、それがいいんじゃないかなというふうに思いました。

以上です。

○中重第二事業部長 ありがとうございました。

特に最初の事例の共有化ということにつきましては、確かにそのとおりでと思いますので、

どう工夫ができるかちょっと考えてみたいというふうに思います。

また、アフターケアにつきましても、多分法テラスだけじゃなく扱う弁護士その他を含めて全員の共通の課題だと思いますので、そこもいろいろと情報共有しながら考えていかなきゃいけないと思いました。

それとあと、先ほどの質問という形だったかと思うのですがすけれども。

○村木顧問 18になった以降。

○中重第二事業部長 要は昔受けた虐待について、トラウマ的に後にずっと継続的に被害を受けていた、フラッシュバックするなりして被害を受けていた方々への対応も可能なんじゃないかという意味でよろしいですか。それはいろんな形で……

○道事務局長 訴訟ができるかという話。

○村木顧問 訴訟も含めて、この制度はちょうどさっきの統計のデータが15から17がアッパーになっていたので、18以降は児童虐待の被害者でも相談できないのかなと思ったので。

○中重第二事業部長 対応自体は問題なくできるというふうに考えています。具体的にそういう事案があったかというのと、ぱっとは出てこないのですがすけれども、基本的にはそれで悩まれている高齢の方で意思表示ができる方からの相談ということであれば、お受けする形になると思います。

○村木顧問 何か親から離れないと戦うバトルのモードまで行けていないので、結構年齢は上がりますよね。

○中重第二事業部長 そうですね。そのフィールドの一定限度は我々もカバーし得るのではないかという使命感を持っているところです。

○山崎理事 性的虐待の割合があまりにも1%とか低いですね。一つの解決策ではないんですけども、今注目されているのは司法面接といって、警察なり初めてアタック、接触するとき、なるべく心理カウンセラーと一緒に、児童から話を聞くという手法が採用されています。今後、どの程度発展していくか推移を見る必要があります。実は、事件が起こりますと、子どもももたちが、下手をすると、警察、検察庁、裁判所と同じ事を何回も聞かれるのは、非常に児童に対する影響が大きい。これを何とか、解決するために、司法面接という手法が採られ、大変注目されているところです。

○津島顧問 最後に1つだけ。いろいろ児童虐待の新聞報道を見ておまして、やっぱり日本の昔の家族制度の悲惨さが残っていて、非常にやっぱり問題なのはあるなど。そのいい例が児童相談所が父親から文句を言われてばらしちゃったとか、それから、どうでもいいよというよ

うな感じになっちゃった。これは、私は日本の社会の間違った面は直さなきゃいかんと思うんですが、どういふことをやったらいいのか、特に政治の場面でもやっぱりみんなが口をそろえてこういうのを改めようじゃないかと言わせるのもいいと思うんですけども、何か御提案がございましたらお伺いしたいです。

○中重第二事業部長 ぱっと出てくるような提案ではないのですが、ただ、児童虐待防止法も含めてかなり切り込んでいるというか、おせっかいじゃなく、おせっかいもより奨励するというか、そういう形でだんだんと変わってきている面もあるのではないかと考えていますので、さらに前線に立つ我々も含めてそういうことを周知徹底していくというのが一つの手段かなというふうには思うところです。

○道事務局長 まずありがとうございます。御指摘は本当にそのとおりでございまして、やっぱり今までは家庭に法は入らずというのもありましたし、日本の家庭神話というものもございましたので、なかなか家庭内の悩みであるとか、あるいは事件やトラブルを外に打ち明けて相談するという文化が諸外国に比べると少なかったのかなというふうにも思っております。ですので、もともと家庭というのはとても危ういものであり、実は本来的に病理現象を引き起こすような場なんだということを確かに政治的にサポートが必要という観点から、もっともっとメッセージとして発信していただくと安心してやっぱり助けてとSOSを出してくれるということにもつながっていくのではないかなと私は個人的に思っております。

○津島顧問 一言で言えば、基本的人権を大事にしろという基本じゃないですか、小さい子どもでも。それが僕は日本の社会でまだ少ないと思っておりますけれどもね。

○道事務局長 理事長も大変問題意識を持っておりますけれども、やっぱり低年齢の子どもや青少年に対する法教育であるとか、法的な資源に対してもっとアクセスしやすくするという点に関しても。法テラスとしてもいろいろやらなければいけないという議論をしているところです。

○板東理事長 最近、本屋に行きますと、子ども「こども六法」という本が非常に山積みになって売れているのですが、それはもともといじめを受けていた、そういう経験のある若い人が慶應の総合政策学部の学生時代から問題意識を持って法教育のための資料というので考え出して作った本のようなのですが、やはり子どもが最終的に誰かにSOSを言える、その誰かあるいは法律制度が救ってくれるんだと伝えようとしています。そういうことに関する意識の醸成とかSOSを言えるようないろんなルートを考えていくということは非常に重要ではないかと思っております。今顧問から御指摘のように、やはり家庭の中になかなか今までは入

りにくかった、あるいは家庭の問題として捉えられていたということを社会的な観点から捉えていこうというのが児童虐待防止法などの考え方にも強いと思いますし、やはりそういった観点から考えると、司法アクセスの問題としては子どもとか青少年、そういう若年層のところにまだまだいろんなルートとか手段の認知というものを届かせることは足りていないという感じもいたします。法教育などの問題も含めて少し幅広く、法律は頼りになるよと、誰かがちゃんと自分の権利が侵害されたりしたときには助けてくれる、耳を貸してくれるんだと、そういったものの一つのルートとしての法テラスの在り方ということも考えていく必要があるというふうには思っております。

○中山顧問 具体的な事例の御説明を頂きまして、それもいろんな資源を十分連携して解決に支援されているというのはすばらしいと思いました。この2つの事例もどちらかといえば関係機関から経由してきた問題ですね。それで、今回法テラスが子ども自身からの相談を受けるといので、この年20件くらい、どんな相談があったのでしょうか。それはどうしてかといいますと、私も自治体で仕事をしていた経験から今ものすごく件数は増えているというんですけれども、先ほどお話があったように警察や関係機関からの認知なんですね。子どもからの相談は本当に自治体のレベルでも年間に一桁ではないでしょうか。自治体ではいろんな形で子どもに学校でも相談案内カードを配って、どんなことでもいいから、夜でも相談、いつでも受ける、今そういった体制になっていると思うんですけれども、それでもなかなか。でも、こういったことがあるのは私は子どもに対して、特に先ほどのお話の高い年齢層の子どもには、子どもから自発的に相談できるということはとてもいいかと思うので、どんなのがあるのかなと思ったものですから。

それともう一点は、これは各自治体でやっているやり方はいろいろあるかもしれませんが、要保護児童対策協議会、ネットワークを地域の中でつくり、そのネットワークには児相はもちろんなんですけれども、基礎自治体のレベルでの子どもの関係部署、それから、保健所や関係する機関、それから、地域の民生委員、児童委員や町会の人たち等、そういう人たちともつながるというような、そこですごくよくやっているところでは、虐待防止サポート部会というものもあって、そこで月にいろんなケースを、その子どものケースを弁護士さんにも必要があると入ってもらったりということで、かなりの回数でやっているようなところもあります。

ですから、その後のサポートというところでは、先ほど村木さんからおっしゃられたようなその地域の中の施設の資源であるとか、それから、地域の他のサポート会議に入っている方々に事例に合った資源へつなぐ、ずっと見守りができるみたいな信頼できるよりどころですね。

そういったところもつながっていくと思いますので、今もかなり市やいろんな資源とつながられていると思うんですけども、そういったことが大切かなと思いました。

○片山座長 いかがですか。

○中重第二事業部長 後段のお話につきましては、もうそのとおりだと思いますし、そういう努力を弁護士もしていかないといけないと思っています。連携が大事だということの話の一つだろうと考えます。

それから、前半の方につきましてなんですが、資料42分の15を見ていただければ若干分かるんですが、児童本人からがほとんど、この制度自体がそういう制度なものでそうになっています。ただ、本人の意思確認ができればいいということで若干広めにとっておきまして、最終的に例えば警察なり児相から来ても本人の意思確認ができれば御相談としては受けるというふうに広く捉えています。

実際来ている案件について、内容の細かいところまで私どもでは把握しきれないという限界はあるのですが、それなりの分析をしてはいます。高年齢の子どもさんからの御相談がほとんどだということも間違いはないのですが、雑駁にどんな事案があるかというところは、富田課長の方から一言ちょっとお願いをしたいと思います。

○富田犯罪被害者支援課長 全45件相談票を全部本部で回収しておきまして、分析をしているんですけども、やはり児相とかの一時保護された経験があっても、ちょっと小さい子と雑魚寝はなかなか嫌だけれども、うちにもいたくない。なかなか御両親とのコミュニケーションもうまくいっていないのかなというケースや、御親戚の方が代わりに連絡をしてきたり、スクールソーシャルワーカーの方がすぐ横に児童生徒の方がいて電話してくるというケースなどが多くて、やはり15歳から17歳の子どもたちが多いなという印象を受けております。

○中重第二事業部長 やはり法的問題につながりやすいケース、親権喪失とかそういうことがダイレクトにつながりやすいケースは、やっぱり高齢の被虐待児にも見られるかなというふうに思っています。法的問題がより出てき得るような案件もあるという感じは持っているところでございます。

○片山座長 いいですか。

ちょっと私から最後質問したいんですが、馬場さんから非常にリアルな感銘を受けるということちょっと語弊があるかもしれませんが、具体例を伺って、とても得るところは多かったです。事件に携わっておられる過程でいろんな関係機関と接触されていますよね。市役所とか福祉事務所とか、児童相談所とか、DV被害者センターのあるところもあるし、それか

ら、男女共同参画センターとか、シェルターは自治体がやっているところもあればNPOがやっているところもありますけれども、総じて自治体との関係がありますよね、いろんな機関との。それで、それを実際にそういう関係機関と接触されて、言いたいこととか注文とか要請とかないですか。多分あるんじゃないかと思えますけれども。

○馬場弁護士 理解ある御質問をありがとうございます。要請というのは、例えばこの人は実はこうやってほしいんだよとか。

○片山座長 いや、文句とかやる気がないとか何でもいいです。

○馬場弁護士 ありがとうございます。

やはり自治体とか御指摘があった男女共同参画推進センターとか人権課とか、あと、警察の生活安全課などが被害者側ということで一緒に連携をとるんですが、やっぱりもう本当にお願いますということでやっていただかない方は、やっぱり御本人の危険も伴いますので、そういうときにこちらが困ってしまうなというのはあります。例えばどうしても引っ越したくない、危ないのは分かっているけれども引っ越したくないとか、子どもの学校を転校したくないから、危ないけれども残りたいという方なんかの場合は、ちょっとどうにかならないかねということで、みんなで頭を抱えたりしますが、やっぱりそれも御本人の生活があるので、なかなか難しいというところがあります。

あと、先ほどほかの顧問の先生方から御指摘がありました自立援助ホームとか要保護児童、いわゆる要対協とかの関係には、一応法テラスの名前を宣伝させていただいて、集まりにも参加させていただいたりして、あと、地方協議会というものが法テラスでありまして、そこでもこのようなちょっとマイルドな事案を紹介して連携を深めようと。警察の方にも参加させていただいて、お互い悩みを共有し合って連携を深めるという方法もあるのかなというふうに勉強しているところです。

○片山座長 ありがとうございます。

私何でこんなことを申し上げたかという、さっき津島顧問からもお話があった千葉県の場合などは、とんでもない話なんですね。父親に脅されて情報を提供してしまうなんていうのは。ただ、あれは自治体の中の職員の立場に立ってみると、後ろ盾のないところが多いんですね。脅されたときに裁判するぞと言われて、司法が脅しに使われるんですね。それは実効性があるんです。それで、いざ訴訟になったとき、本当に個人でやらなきゃいけないようなケースが多いんですよ。したがって、職員が保険をかけたりにしているんですよ。これ私はもう自治体としてのマネジメントができていないと思うんですね。そういうのは職務でそういう目に遭うとい

うか、遭遇するわけですから、組織としてちゃんと対応してあげなきゃいけないんですね。その何か個人的なことで訴訟でも起こされたみたいな扱いになっちゃうんですね。どうしても弱気になってしまうんです。

だから、正当なことで訴訟されたらちゃんと市役所が受けてあげるから、安心してやりなさいという体制をつくってあげなきゃいけないんですけれども、千葉県の児童相談所、あれは県ですけれども、それから、野田市の教育委員会もそういうのがなかったんですね。したがって、職員はもう怖気づいてしまうわけですね。全国の自治体のいろんなところで話があって、首長さんと話をするんですけれども、この分野の問題について関心を持っている人は少ないんですよ。駄目なんです。ちゃんとやらなきゃいけないでしょうと言うと、やっていますよと言うんです。何をやっているのか聞くと、厚生労働省から来た基準を守っていますとか、それでもう足りると。それさえ守っていればいいと。これは教育委員会もそうなんですよ。文科省から来たことをやっていますと。だから、いつまでたってもいじめはなくなるらないんですね。

あなた方のところで経営している学校とか児童相談所なんだから、ちゃんともうちょっと首長さんが身を乗り出して、問題点を把握して解決しなきゃいけないでしょうと言うんですけれども、意識が低いですよ。

それから、アメリカだったらこういう問題は議会で議論して、議会で問題点をあぶり出して、それに対する対応策を立法化したり予算化したりするんですけれども、日本の地方議会は全く駄目です、この種の問題は駄目なんです。だから、結局全部国頼りになっちゃうんです。国がまた、野田市であっても国がいろいろあれこれやろうとするじゃないですか。そうすると、ますます国から何か通知があるんだろうと、こういう話になっちゃうんですね。だから、私なんかは元自治体の首長のOBとしては、もっとちゃんとしろよと。現場で起きている問題なんだから、現場で解決できないことは国にお願いしたらいいですけれども、しっかりしろよと言うんですけれども、ちゃらちゃらしたイベントなんかは好きなんですけれども、こういう問題は全く本当に暗いんです。これを何とかしなければ、私は日本のこの種の問題はなかなか前進しないかと最近ちょっと絶望の地方自治という本を書こうかなと思っているところなんです。

○高木顧問 警察官が職務質問をしておったら、相手から暴力を振るわれて、正当防衛だと思っ
ていろいろ対処したケースもある。警察庁の場合は、そういう場合一応県警で対処というよりは、やるところがないから、結果警察の共済のお金でとりあえず訴訟費の面倒を見て、勝訴
の場合はいいけれども、敗訴のときはどうするんだという問題を抱えながらやっている。る。
公務員が訴えられることなんかあるもんかという、さっき津島先生が指摘された古い日本社会

の残滓が仕組みの中に残っているなという一面じゃないかなと私は思ったりしたことがあって、これは地方自治体でも東京都の場合でも公共事業、土木事業か何かで三鷹かどこかの話で、市長の判断がおかしいんじゃないかといって罰金を払うとかありましたね。国立ですか。それと同じように警察の場合は佐賀県警が負けたのかな。それで、県の予算でそれを面倒見るのは駄目だと。着手料さえというのが出て、その後、栃木県警がこれはどうなったかまだ結果は記憶にないんですけども、だから、そういうのが片山さんが言われたのも、そういう広い意味での古い名残じゃないですか。

○片山座長 いや、これ解決しようと思ったら簡単なんですよ。私、鳥取県知事のときにやっぱり訴訟するぞと言われてたら、職員はみんなびびっていたんですね。それをちゃんと仕事をしていて訴訟されたら、県が責任持って面倒見てあげるから、自信持ってやりなさいということにしたんです。そしたら、職員も訴訟するぞと言われてたら、どうぞと言えるんですね。そうしましたら、ほとんど訴訟は出ないんですよ。どうぞと言うと、おまえ、冷たいとか言って逆に怒られたりして、訴訟するぞと言ったら、まあまあとか言ってなだめるものだろうとって文句を言われたり、だから、きちっと毅然として対応できるような環境をつくってあげるのが首長さんとかの役割だと思うんです。

それが実はこの分野だけじゃなくて、できていないんです。土木で土地収用だとかいろんな公権力の行使があるんですけども、そういう面でも似たようなことがあって、やっぱりびびったり、それから、ちょっと腰が引けたりして、それで理不尽なことの要求を呑んで変な方向に行ってしまうなんていうことはやっぱりあるんですね。

○高木顧問 ただ、裏表の関係なんだけれども、要はおかみがなさることに悪いことはないということで、行政訴訟の世界なんかは全然駄目で、行政事件訴訟法でもちゃんと、これ裁判所自体がこんないい法律はないと言っているぐらいなんです。だから、片山さんが言うのもそうだし、一方でそういういかに庶民がいろいろ行政に不満を持って、どうしようもないような仕組みもそのまま温存されたまま、正に二項対立になっているわけですね。

○片山座長 ということで馬場さんのレポートを伺いながら、私は自治体関係者としてとても申し訳ないなと思いつつ伺ったようなことです。本当はアフターケアなんかも自治体がやらなきゃいけないんですよ。そこもできていないんですね。

どうもありがとうございました。

どうぞ。

○中山顧問 今の関連で私も元自治体首長として片山座長がおっしゃるとおりだと思うんです。

私も仕事をしていた頃には、職員に絶対はしごは外さないからしっかりやってくださいと言っていました。保健師さんが例えば近所から通報があつて、あそこは虐待ではないかというので訪問に行くわけですね。そうすると、やっぱり都市の中では、いろんな方がいて、そんなことはない、訴えてやると言つてというような事例から本当にとつても貧困の中で困難な事例とか、トラブルが起きます。そのとき、それに対応する側にこの問題についてのトップの理解や組織のバックアップがあれば、本当に片山座長がおっしゃるように職員は自信をもって、対応ができるように育つてもいきますし、いいサービスができます。それで、その後のフォローもやっぱり地域の中でやっていく以外ないわけですから、そういった意味でおっしゃるように自治体首長の認識は重要だと思います。

○片山座長 ありがとうございます。

それでは、この問題はこれでよろしいですね。

それでは、今日予定しておりました議事は以上で終わりました。それ以外でどなたか御発言ございますでしょうか。

○道事務局長 もしよろしければ誠に僭越なんですが、石井顧問からも総括的な御発言を一言頂戴できればなど。長らくずっと顧問をお務めいただいている石井顧問からも、今日一言いただければ。

○石井顧問 一言はどういうことですかね。

○道事務局長 何でも結構でございます。

○石井顧問 難しいな。発言する機会を失っちゃって申し訳ありませんが、虐待の問題ですね。これは本当に日本の文化が今まで引きずってきていると思うんですよね。私が小学生の頃は、もうビンタは当たり前だった。小学校の教師がみんな並ばせて、ババンとビンタ。それで、みんな素直に勉強していったと、そういう文化だったんです。ところが、今は個人の尊重ですか、そういうことで今はそういうのが否定されているので、我々の年代ではとてもそれは引きずっておりますけれども、若い世代もまだそういうところがあるのであれば残念だな。是非そういうのは子どもに焦点を当てると同時に、やはり年代の団塊の世代というんですか、もっと下の方ですから、今子どもを持っている親御さんたちにもう少し何か教育していただければ有り難いかと思つています。

以上です。

○道事務局長 ありがとうございます。

○片山座長 それでは、これで終わりたいと思います。

事務局から連絡事項がありましたらお話しください。

○道事務局長 1点だけ。いつものとおり本会議の議事録を追って事務局がまずは原案を作成させていただきまして、御出席の皆様にご確認いただき、さらに座長に全体をご確認いただいた上で当センターのホームページに掲載をさせていただくという手順を考えております。よろしいでしょうか。

○片山座長 よろしいですね。

○道事務局長 事務局からは以上でございます。

○片山座長 それでは、これで終わりたいと思いますが、最後に丸島理事さんの方から一言お願いします。

○丸島理事 本日は大変御多忙のところ、また、新しい感染症でにぎわす今この時期にお集まりいただきまして、ありがとうございました。冒頭、今日は早く終わると申し上げましたけれども、顧問の先生方から大変熱心な御意見あるいは御提言を頂きまして、ありがとうございました。私どものふだん考えているところの幅をはるかに超えるいろんな角度からのお話を伺いまして、これからの法テラスの業務に是非生かしていきたいと思っております。

本日は災害、外国人、児童虐待といずれも新しい法制度の下での活動でございまして、また、司法それぞれに制度の枠組みとか限界があります。それを今日の報告にありましたとおりに現場の運用あるいは各関係機関と連携、正に総力戦で取り組んでいるというふうな今の今日の現状報告でございました。改めて法テラスの役割を今日私も少し感じましたけれども、現場の一人一人の被害者の人たちの支援と同時に、法テラスの立ち位置としては、今日のお話にありました児童相談所、専門家のサポートというふうな面での役割もあるなということを改めて感じております。スタッフ弁護士あるいはそのほか一般のジュディケア弁護士も最近は児童相談所そのものにかかわって、児童相談所で頑張っておられる職員の法的なサポート、いろんな意味でのサポート、こういう分野にも取り組んでまいっておりますので、我々の人的資源もなかなか限界はございますが、できるだけ今の社会課題に正面から向き合って、今後も頑張っていきたいというふうに思っております。

本日は誠にありがとうございました。今後ともよろしく願いいたします。

○片山座長 どうもありがとうございました。

それでは、以上をもちまして第18回日本司法支援センター顧問会議を終了させていただきます。どうもありがとうございました。

午後3時02分閉会